大刀洗町告示第62号

令和元年第２回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年11月18日

大刀洗町長　安丸　国勝

１　期　日　　令和元年12月５日

２　場　所　　大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

森田　勝典	隠塚　春子
平田　康雄	野瀬　繁隆
黒木　徳勝	平田　利治
平山　賢治	東　　義一
古賀　世章	高橋　直也
安丸眞一郎	

○応招しなかった議員

松熊武比古

令和元年　第2回　大　刀　洗　町　議　会　定　例　会　会　議　録（第１日）

令和元年12月５日（木曜日）

議事日程（第１号）

令和元年12月５日　午前９時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸報告

（１）議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

（２）町長の報告（あいさつ）

日程第４　報告第６号　町施設による自動車破損の損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

日程第５　承認第７号　令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第６　議案第39号　大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議案第40号　大刀洗町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議案第41号　大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議案第42号　大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案第43号　令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第７号）について

日程第11　議案第44号　令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第12　議案第45号　令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第13　議案第46号　令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第14　認定第１号　平成３０年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15　認定第２号　平成３０年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16　認定第３号　平成３０年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17　認定第４号　平成３０年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18　認定第５号　平成３０年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸報告

（１）議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

（２）町長の報告（あいさつ）

日程第４　報告第６号　町施設による自動車破損の損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

日程第５　承認第７号　令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第６　議案第39号　大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議案第40号　大刀洗町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議案第41号　大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議案第42号　大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案第43号　令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第７号）について

日程第11　議案第44号　令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第12　議案第45号　令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第13　議案第46号　令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第14　認定第１号　平成３０年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15　認定第２号　平成３０年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16　認定第３号　平成３０年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17　認定第４号　平成３０年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18　認定第５号　平成３０年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（11名）

１番　森田　勝典	２番　隠塚　春子
３番　平田　康雄	４番　野瀬　繁隆
５番　黒木　徳勝	６番　平田　利治
７番　平山　賢治	８番　東　　義一
９番　古賀　世章	11番　高橋　直也
12番　安丸眞一郎	

欠席議員（１名）

10番　松熊武比古

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長　棚町　瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………………	安丸　国勝	教育長 …………………	倉鍵　君明
総務課長 ………………	重松　俊一	税務課長 ………………	山田　恭恵
健康福祉課長 …………	平田　栄一	地域振興課長 …………	村田　まみ
産業課長 ………………	佐々木大輔	建設課長 ………………	田中　豊和
子ども課長 ……………	松元　治美	会計課長 ………………	佐田　裕子
生涯学習課長 …………	矢野　智行	住民課長 ………………	矢永　孝治
財政係長 ………………	早川　正一	総務係長 ………………	堀内　智史
監査委員 ………………	村山真知子		

開会　開議午前９時00分

〇議長（安丸眞一郎）　おはようございます。

本日は、１０番、松熊武比古議員から入院治療のため出席できないとの届け出があっております。

現在の出席議員は１１名です。ただいまから令和元年第２回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

なお、地域振興課より、広報用の写真が必要なため、議場での撮影の申請があっておりますので、認めます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどをお願いいたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名について

〇議長（安丸眞一郎）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定によって、３番、平田康雄議員、４番、野瀬繁隆議員を指名します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．会期の決定について

〇議長（安丸眞一郎）　日程第２、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。

〇議会運営委員長（黒木　徳勝）　皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

１２月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、令和元年１１月２８日午前９時３０分から協議会室において開催し、出席委員は４名で、松熊委員の１名欠席でした。安丸議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て、協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

会期については、令和元年１２月５日木曜日から令和元年１２月２０日金曜日までの１６日間と決定しました。

２番目の会期日程については、１２月５日、本日、本会議を行いまして、議案の審議をしていただきます。

６日、７日、８日は、休会といたします。

９日から１２日におきましては、この４日間においては決算特別委員会を設置し、平成３０年

度の決算について審議をしていただきます。

１３日は、本会議を再開し、一般質問をさせていただきます。

１４日から１９日については休会といたしますけれども、１８日においては全員協議会において自由討議を行います。

２０日は、本会議を再開し、議案審議をさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期、会期日程ですが、当議会の円滑な議会運営ができますようここにお願いいたしまして、報告を終わります。

〇議長（安丸眞一郎）　お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から１２月２０日までの１６日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（安丸眞一郎）　異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から１２月２０日までの１６日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．諸報告

〇議長（安丸眞一郎）　日程第３、諸報告を行います。

陳情の提出が２件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

監査委員より、令和元年８月末日、９月末日、１０月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、第６３回町村議会議長全国大会等の報告をいたします。

去る１１月１３日、東京渋谷のＮＨＫホールにおいて、創立７０周年記念式典並びに第６３回町村議会議長全国大会が開催されました。全国町村議会議長会は、住民に最も身近な町村の二元代表制の一翼を担う議会議長の連合組織として１９４９年、昭和２４年１１月９日に結成され、今年で７０周年という節目を迎えたことから、大会に先立ち、創立７０周年記念式典が開催されました。

式典は、会長である松尾文則佐賀県有田町議会議長の式辞に続き、表彰式がとり行われました。

まず、全国的に議会改革の機運を高めるに至った象徴的な改革先進議会として、北海道栗山町議会など１０団体や、３０年以上の長きにわたり町村議会議員として地域社会の振興及び住民福祉の向上に尽力された３４７名の方々が永年功労者として表彰されました。

なお、県内では７名の方が受賞されたところです。

また、記念式典には、安倍晋三内閣総理大臣を初め衆参両院議長、高市早苗総務大臣、北村誠

吾まち・ひと・しごと創生担当大臣、与党自由民主党より二階俊博幹事長、全国町村会長の熊本県嘉島町の荒木泰臣町長など多くの来賓の出席があり、祝辞を賜りました。

記念式典に続いて開かれた第６３回町村議会議長会全国大会では、持続可能な地域社会の確立を目指して、地方創生を実現させるとともに、地域が抱える諸問題解決に向け、来るべきソサエティー５．０時代におけるさまざまな可能性を受け入れるための体制整備を進めていく必要があり、新たな時代における町村議会のあるべき姿を求めて、一致結束して果敢に行動していくことを宣言した後、議事に移りました。

議事では、東日本大震災など大規模自然災害からの復興及び災害に対する特別決議及び全国的に議員への立候補者が減少するなど地方議員のなり手不足が深刻化する中、課題解決に向けて議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する特別決議を採択いたしました。

また、令和２年度国の予算編成及び施策に関する２８項目の要望と各地区要望を決議し、実現に向けて参加者全員で頑張ろうを三唱し、閉会いたしました。

以上で、報告を終わります。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。森田委員長。

○総務文教厚生委員長（森田　勝典）　皆さん、おはようございます。総務文教厚生委員長の森田勝典でございます。総務文教厚生委員会の活動計画を報告いたします。

委員会の構成は、５名です。早速、令和元年１０月２３日水曜日に初会議を行いました。

内容は、下半期の取り組み、２番目に活動内容の検討等協議いたしました。各委員会からたくさんの有意義な御意見をいただきました。

それから、次に、令和元年１１月２２日金曜日１３時３０分から１４時４０分まで、矢永住民課長から大刀洗町のごみ問題について詳しく説明をいただきました。委員からもあらゆる質問が提起され、有意義な研修会でございました。

次に、全員協議会を令和２年１月９日に行いますが、午後からサンポート、その後、両筑し尿施設を見学するよう計画しております。

２番目に、総務文教厚生委員会視察日程ですが、同じく令和２年１月２４日金曜日に、大木町のおおき循環センターくるるんほか、視察をいたします。

次に、令和２年５月ごろに先進地視察研修を考えております。行く先は、香川県木田郡三木町役場、これは子育て支援の諸取り組みについて非常に詳しいようでございます。

それから、２日目は、岡山県、これは「とくぼぐん」と読むんでしょうか、早島町役場に行きます。ここは、教育のまち・早島宣言による取り組みについてのほかを研修を受ける予定でございます。

以上、委員会報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎）　次に、建設経済委員会より、野瀬繁隆副委員長、登壇して報告をお願いします。野瀬議員。

○建設経済副委員長（野瀬　繁隆）　おはようございます。建設経済委員会副委員長の野瀬繁隆でございます。委員長が欠席のため、私から休会中の建設経済委員会の報告をさせていただきます。

建設経済委員会を令和元年１０月１７日の１３時１０分から開催をいたしました。

出席委員は、１名の委員が欠席で、他の５名の委員と議長出席のもとで開催をし、令和元年度下期の取り組みについて、それから活動内容の検討及び令和２年度の計画についてを議題として協議を行いました。

最初に、令和元年度下期の取り組みについてですが、当初計画では６次産業化についての先進地の視察研修を行うこととしていましたが、日程調整等が非常に厳しい状況にあることから、今回は、私ども大刀洗町では３年連続で風水害に見舞われたこともあって、さきの水害で大きな被害を受けた広島や岡山での災害対応や災害復旧状況などについて視察研修を行うことで日程調整を図ることとしています。

次に、今後の活動内容の検討及び令和２年度の計画についてですが、改めて６次産業化の先進地の視察研修とあわせて視察先の近隣の市町での消防団活動などの防災に関する視察研修を計画することとしております。

また、小石原川ダムが３月末で完成予定であることから、洪水調整能力を持つダムの効果等について視察研修を行うことや、行政と議会との意思疎通を図るため定期的に関係各課との勉強会を行うことなどを協議しました。

以上、簡単でございますが、休会中の建設経済委員会の報告でございます。

○議長（安丸眞一郎）　次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山　賢治）　おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査について。

１、大刀洗議会だよりの編集及び発行について、１６４号は１０月以降５回の会議を開き、作業日も挟みながら編集構成を行いました。１０月２５日に発行しております。

２、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中１１件の記事を更新しております。内容は、本会議、委員会の案内と結果、委員会活動に関すること、町議選の結果に関すること、その他であります。

３、その他議会の広報に関する活動。

１１月１９日、福岡県町村議長会主催の広報研修会に全委員と事務局長で参加をしました。議

事公開の原則を軸に目指す議会像と課題を明らかにし、明確な方向性をもって編集することや、一方的なお知らせではなく、アンケートの実施や団体懇談など住民の皆さんが求める情報を把握し、双方向的な広報広聴活動で住民との信頼関係を構築すること。また、住民の皆さんからの意見要望については議会としての対応策を掲載することなど、広報の基本から議会広報としてのあるべき姿についての講義を受けました。

午後は、実際の紙面について１１町村の議会だよりが添削を受け、大刀洗議会だよりは、見出しやイラストの活用、文章の要約など見やすさ読みやすさが評価される一方で、予算審議については具体的な見出しで議会の審議内容を示すことや年間の生活サイクルを意識した編集を心がけることなどの指摘をいただきました。１０月より新しい構成での委員会となり、改善できるものは早速次号から実践を図りたいと考えています。

また、１０月７日及び１２月２日の委員会では、本年度及び来年度の活動計画について協議したところであります。

また、１２月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎）　次に、議会改革特別委員会、平田利治委員長、登壇して報告をお願いします。平田委員長。

○議会改革特別委員長（平田　利治）　議会改革特別委員会委員長の平田利治でございます。

令和元年１１月５日に、全員協議会終了後に第１回会議を実施しました。

内容は、下半期の取り組みそれから来年度の取り組みについてであります。

今回の町議会議員選挙において３２年ぶりの無投票となったことを契機としまして、魅力ある議員像を模索する必要があるということで、今後の課題として次の点について各議員で検討することとしました。

１番目には、議員定数のあるべき姿、それから議員報酬。議員活動時の実費弁償的な費用について、例えば研修会の参加料とか旅費、それから各種調査に係る経費などが考えられます。これについては、議会内で議論を尽くしていくということで話し合っております。

視察研修については、今年度下半期については、日帰りバス旅行、場所は佐賀県、大分県、近隣の市町村で議会改革度調査、これは早稲田大学のマニフェスト研究会が実施している議会改革度調査の項目でございますけども、情報共有というのが大刀洗町のほうは非常に低いんでございまして、その評価が高い市町村に行きたいと考えているところでございます。

例えば、本議会の議事録や資料の公開、それから全員協議会の議事録、各委員会の議事録等々、出張報告まで含めてホームページにアップしている議会もあるということで、そういうところを選定して視察場所を選定していきたいと思います。

来年度の取り組みとしましては、５月ごろにこの議会改革特別委員会で議論した内容をある程度まとめて改革案として来年度の議会報告会に住民から意見を聴取することを考えております。

８月に至っては、視察研修、これは日帰りでございますけども、これについても情報共有度の高い市町村を選定して行きたいと考えております。

１１月に、できれば予定でございますが、議会改革案を町長に提出することと考えているところでございます。

議員のなり手不足に努めてまいりたいと思いますので、今後とも御協力をお願いしておきます。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎）　これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸　国勝）　皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和元年第２回大刀洗町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には師走に入り公私ともに御多用中にもかかわりませず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、早いもので本年も残すところわずかとなり、私の任期も２カ月弱を残すところとなりました。今議会が在任中の最後の定例会となりますので、これまでの町政運営について改めて述べさせていただきたいと思います。

平成２０年１月の町長就任以来、自立したまちづくりに向け徹底した行財政改革を行い、この間、４１億円余の地方債借り入れ残高を削減する一方、１４億円余の基金を積み増しし、町の財政健全化に道筋をつけるとともに、町政の三本柱として、子育て支援や教育環境の充実、町民の皆様の健康づくり、地域づくりに取り組んできたところであります。

また、長年の懸案であった西部工業団地の開発や国道３２２号バイパス、北部地区の基盤整備、大刀洗校区への路線バスの延伸に着手するとともに、安全安心の確保、男女共同参画の推進、福祉の充実、産業の振興、文化財の保護など重要施策を着実に前進させたほか、菅野橋の復旧工事を初め、全力で災害復旧対策に当たってまいりました。

さらに、新たな取り組みとして町政懇談会や事業仕分け、住民協議会などの住民参画の推進、ワンストップ窓口や図書館のリニューアル、大刀洗斎場ふるさとの整備、各種証明書のコンビニ交付等の住民サービスの充実、ふるさと納税等の稼ぐ町政への挑戦、定住促進住宅の建設や空き家バンク等の定住促進対策、情報発信の強化等に加え、枝豆収穫祭や香港事業、たちあらい応援大使等、大刀洗町の地名向上やブランド化のためタウンプロモーションの推進、そしてそれらの新たな施策にも積極的に挑戦する職員の人材育成と能力開発に取り組んできたところです。

この結果、日本全体が人口減少と少子高齢化が進展する中、減少傾向にあった本町の人口も直

近の３年間は増加に転じるとともに、ここ数年は子供の数も増加傾向に転じるなど一定の成果があったものと考えております。

振り返りますと、これまで３期１２年、町長として職責を全うすることができましたのは、職員の努力に加え、議員の皆様を初め町民の皆様や関係機関の皆様の御理解と御協力のたまものであり、心から厚くお礼申し上げる次第であります。

残された在任期間も最後まで全力で取り組んでいく所存でございますので、町議会におかれましても、大刀洗町の発展に向け御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回上程しております議案のうち、一般会計補正予算にはふるさと応援寄附金が当初の見込みより大幅に増えたことにより５億円の歳入補正をしております。

歳出では、ふるさと応援寄附金に伴う支出として２億３，４００万円や農業用施設・機械等の災害関係補助金として５，２５７万円等を計上しております。

その他、上程案件として専決処分の報告１件、専決処分の承認１件、条例の一部を改正する条例の制定４件、一般会計ほか特別会計の補正予算４件、平成３０年度の一般会計ほか特別会計の決算認定５件を提案いたしております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただき、最後には御承認いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．報告第６号　町施設による自動車破損の損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（安丸眞一郎）　日程第４、報告第６号町施設による自動車破損の損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松　俊一）　総務課、重松でございます。それでは、報告第６号町施設による自動車破損の損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてを説明いたします。

内容につきましては、町管理防犯灯設備の破損によって生じた自動車破損による損害賠償額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告するものでございます。

お手元議案書の１枚めくっていただいて、２ページをご覧ください。

専決処分書でございます。

事故の概要としましては、令和元年９月２２日夜１０時ごろ、役場の前の県道鳥栖朝倉線の線上におきまして、大刀洗町が管理する防犯灯設備が台風１７号に伴う強風にあおられて電線が切れまして、県道を走行中の相手方車両に当たり、車両全部に傷が入る等の破損をさせたものでございます。

相手方は、久留米市在住２名、相手方の損害賠償額として、お一人が３１万２，９５０円、もう一人の方が１万４，２７８円でございます。

支払いの方法は、相手方が指定した口座に振り込みを行っております。

次、３ページをご覧ください。

被害の内容です。上のほうは電線でございますので、下のほうの相手方の久留米在住の個人の２名分、ボンネット、バンパー、ヘッドライトの傷と、もう一人の方がサイドミラーの破損でございます。

以上を専決処分をさせていただいた報告でございます。

以上で説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

〇議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

〇議長（安丸眞一郎）　１日目は質疑なしと認めます。

―――――――――――――・――――・―――――――――――――

日程第５．承認第７号　令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについて

〇議長（安丸眞一郎）　日程第５、承認第７号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

〇総務課長（重松　俊一）　それでは、承認第７号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

これは、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第６号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由としましては、８月の豪雨及び台風１７号により被害を受けた道路・農地等において、早急に復旧工事を行なうため、令和元年度大刀洗町一般会計において補正を行う必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたものでございます。

１枚開いていただいて、一般会計補正予算書（第６号）でございます。

さらに１枚開いていただいて、内容について御説明いたします。

専決第８号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第６号）。

まず、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，９２８万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６億９，４１０万２，０００円とするものでございます。

歳出の内容について御説明いたします。

予算書の７ページをお開きください。７ページです。

歳出を説明いたします。

２款１項１目一般管理費、この中の第１１節需用費８１万４，０００円。内容につきましては、台風１７号によりまして行政区の掲示板の修理ということで、行政区に設置している掲示板が５基倒壊しましたので、この修理代として８１万４，０００円を計上しております。

次に、５目財産管理費、補正額５４万４，０００円、１５節の工事請負費。内容は、旧大刀洗支所及び北鵜木公民館のフェンスが台風によって倒壊しましたので、フェンスの取りかえ工事の費用でございます。

３款１項５目防犯推進費１５節工事請負費５８万７，０００円。これは、防犯灯の復旧工事費、町内の３カ所で町が設置した防犯灯の線が切れる等の被害が出ましたので、これの工事費でございます。

次の２２節補償・補填及び賠償金３２万８，０００円。これは、先ほど御説明いたしました町が設置した防犯灯による物損賠償金でございます。

７款１項１目土木総務費３節職員手当等１０１万３，０００円。これは、時間外勤務手当ということで、建設課の職員が水害により農業災害復旧及び公共土木施設災害復旧等に伴う申請書類の作成等で超勤時間が不足をしたために追加で増額をさせていただいております。

１０款１項１目農業災害復旧費１５節工事請負費４５０万。これは、農林災害復旧工事費でございます。

続きまして、２目公共土木施設災害復旧費１５節工事請負費１，１５０万。まず一つが、公共災害復旧工事費１，０００万と、次、町単費として１５０万円を計上しております。場所につきましては、別紙の図面に記載をしております。

一つ申し上げておきたいのが、１１月５日に開催されました全員協議会の中で、私のほうが公共災害復旧費を３カ所と説明をしておりましたが、１カ所に訂正をさせていただいております。

再度、予算書に戻っていただきまして、歳入について御説明いたします。

６ページをご覧ください。６ページです。

歳入、１２款１項３目災害復旧費分担金。これは、災害復旧工事費の地元分担金として４分の１を徴収しますので、１１２万５，０００円を計上しております。

次に、１４款２項７目災害復旧費国庫補助金１節災害復旧費補助金６６７万。これは、公共土木施設災害復旧費補助金として計上しております。

１５款２項８目災害復旧費県補助金２２５万。これは、農地、農業用施設災害復旧費補助金として２分の１を計上しております。

１９款１項１目繰越金、前年度繰越金として３１４万８，０００円を計上しております。

２０款３項１目雑入２９万３，０００円。これは、全国自治協会災害共済給付金として計上しております。

最後に、２１款１項７目災害復旧事業債。まず、公共土木施設災害復旧事業債現年度分として３３０万と、公共土木施設単独災害復旧事業債として１５０万を計上しております。２節農業災害復旧事業債は、現年度分として１００万を計上しております。

以上で、専決処分の内容について説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎）　１日目は質疑なしと認めます。

日程第６．議案第３９号　大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎）　日程第６、議案第３９号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松　俊一）　それでは、議案第３９号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由としましては、人事院勧告及び福岡県人事委員会勧告に基づき、国家公務員等の給与に関する法律等が改正されることから、人事委員会を設置していない本町において、職員の給与について国及び他の地方公共団体との均衡を図るほか、地方公務員法の一部が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるためのものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

お手元議案書の７ページをご覧ください。

７ページから、新旧対照表から説明いたします。７ページ、新旧対照表です。

まず、旧のほうが右側で、新が左側で記載をしております。

まず、第２０条の勤勉手当において、旧の方で「１００分の９２．５」としておるところを、今回の変更で、６月に支給する分は「１００分の９２．５」、１２月に支給する場合については

「１００分の９７．５」と修正をしております。

次のページをご覧ください。８ページ、９ページです。

これは、行政職員の給料表でございます。アンダーラインをしているところが変更分でございまして、上のほうに１級から６級を記載しております。左側の縦列が号の表示でございまして、全部が変わるわけではなくて、１級から５級の一部がアンダーラインで変わっておりましたので、この分が変更になる点でございます。

次、１４ページをご覧ください。

１４ページの期末手当、第１９条について御説明いたします。「，若しくは地方公務員法第１６条第１項に該当して同法第２８条第４項の規定により失職」とありますけども、これを削除しております。

理由につきましては、後から説明いたしますけども、地方公務員法の第１６条第１項の部分が削除をされましたので、それに伴うものです。

内容につきましては、職員の欠格要件としまして、成年被後見人もしくは被保佐人、職員本人が成年被後見人または被保佐人になった場合には欠格条件に該当して職員になることができないというこの部分が地方公務員法において削除をされましたので、それに伴いましてこちらのほうも削除をしております。

次、１６ページをご覧ください。

１６ページの第２１条です。そこもアンダーラインを読み上げますと、「，若しくは地方公務員法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職」、これも先ほど申し上げました職員の欠格要件でございまして、上位法である地方公務員法が改正されて削除されたために本条例も削除をしております。

次、１７ページをご覧ください。

１７ページの住居手当でございます。第１２条の３、アンダーラインをしているところを読みます。「月額１万２，０００円」を「月額１万６，０００円」に変更しております。

第２項のとこで、アとイがございまして、アの「月額２万３，０００円」を「２万７，０００円」と「１万２，０００円」を「１万６，０００円」、と同じく「月額２万３，０００円」を「２万７，０００円」、家賃の控除分として「２万３，０００円」を「２万７，０００円」、「１万６，０００円」を「１万７，０００円」に修正をしております。

最後、１８ページをご覧ください。

６月に支給する場合には「１００分の９２．５」、１２月に支給する場合には「１００分の９７．５」を今回「１００分の９５」に訂正をしております。

以上が新旧対照表でございまして、あと施行につきまして御説明いたします。

議案書５ページをご覧ください。

５ページの中段から下のほうに、附則を記載しております。

まず、附則の第１条として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第３条及び附則第３条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

２項としまして、第１条の規定による改正後の大刀洗町職員の給与に関する条例の規定は、平成３１年４月１日から適用するということで、まとめて申し上げますと、給与及び期末手当につきましては、平成３１年４月１日に訴求して適用するものでございます。

２点目の地方公務員法の第１６条の改定に伴い、欠格要件、被後見人もしくは被保佐人となった職員の削除につきましては、公布の日から施行するものです。

第３条の住居手当の改正につきましては、令和２年４月１日から施行するものでございます。

以上で、条例の制定についての説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎）　１日目は質疑なしと認めます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７．議案第４０号　大刀洗町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎）　日程第７、議案第４０号大刀洗町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松　俊一）　それでは、議案第４０号大刀洗町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由としましては、先ほど申し上げました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、関係規定の整備を図るため、当該条例の一部を改正する必要があるためでございます。

内容につきましては、議案書２ページ。２枚めくっていただいて２ページをご覧ください。

新旧対照表について御説明いたします。

これは、町の上位法であります地方公務員法の第６条第１項に規定されている職員本人等が成年被後見人もしくは被保佐人になった場合は欠格要件に該当するということで職員になれない、やめなければいけないということの条例が削除をされましたので、それに伴って町条例も削除をするものでございます。

「法第１６条第２号」を新しい分として「法第１６条第１号」に該当するということで、この

部分を変更をしております。

戻って、１ページをご覧ください。

附則として、施行につきましては、公布の日から施行するということで施行をするようにしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎）　１日目は質疑なしと認めます。

───────────・───・───────────

日程第８．議案第４１号　大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎）　日程第８、議案第４１号大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田　栄一）　では、議案第４１号大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

提案理由でございますけども、上位法令でございます災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、近年の自然災害の頻発や社会情勢を踏まえ、被災者の支援等の充実を図る観点から、大刀洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

最後のページ、２ページをお開きください。

新旧対照表で内容を説明させていただきます。

まず、第１４条の既存の第１項の上に新しく第１項で新しく追加しているものでございます。新のほうをご覧ください。

第１４条の第１項で、「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は，保証人を立てることができる。」を追加しております。

続きまして、旧の第１項の部分でございますけども、それを災害援護資金は保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は措置期間中を無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き「年３パーセント」の部分を「年１パーセント」というふうに改正させていただきます。

続きまして、第３項につきましても新設でございますけども、「第１項の保証人は，災害援護資金の貸付けを受ける者と連帯して債務を負担するものとし，その保証債務は，令第９条の違約金を包含するものとする。」と改正させていただきます。

続きまして、第１５条でございますけども、今までが「年賦償還又は半年賦」でございましたけども、新しく「月賦償還」も追加したものでございます。

続きまして、第３項でございますけれども、「償還免除，保証人」の部分があります。この「，保証人」を削除させていただいておるものでございます。

そして、法律の関係の条番号が変わっておりますので、第１２条の分を第１１条に変更させていただいた次第でございます。

１ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

御審議の上、最後には御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎）　１日目は質疑なしと認めます。

―――――――――――――・――――・―――――――――――――

日程第９．議案第４２号　大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎）　日程第９、議案第４２号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元　治美）　子ども課の松元です。説明させていただきます。

議案第４２号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

提案理由といたしまして、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が平成３０年２月１６日に公布され、平成３１年４月１日に施行、また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成３１年３月２９日に公布され、同年４月１日に施行されたため、該当条例を改正する必要があるためです。

２枚めくっていただきまして、ページ数といたしましては２ページの新旧対照表をご覧ください。

本則の職員のところになります。１１条の３項で、今まででしたら、放課後児童支援員は次の各号で、ちょっと省略されておりますが、１号から１０号に該当するものであって、今まででしたら都道府県知事が行う研修を終了した者でなければならないということになっておりましたが、そこに「地方自治法第２５２条の１９第１項の政令指定都市の長が行う研修」も追加されたところです。

それと、第５号のところに、今まででしたら、「学校教育法の規定の大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」というところに、追加で、「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」というのが追加されたところです。

１枚戻っていただきまして、１ページをご覧ください。

附則です。附則、この条例は、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用するです。

御審議いただきまして、最後には御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎）　１日目は質疑なしと認めます。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１０．議案第４３号　令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第７号）について

○議長（安丸眞一郎）　日程第１０、議案第４３号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第７号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松　俊一）　それでは、議案第４３号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第７号）について御説明いたします。

まず、議案書を１枚開いていただいて、第１条、第２条、第３条について読み上げます。

まず、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９億９，２９９万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８６億８，７０９万８，０００円とするものでございます。

次に、第２条としまして、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

第３条、地方債の追加及び変更は、「第３表地方債補正」によるについて御説明いたします。

お手元議案書の４ページをご覧ください。

４ページの第２表債務負担行為について御説明いたします。

まず、事項としましては学校給食調理業務等委託料、期間が令和２年度から令和６年度までの５年間、限度額が３億３，４４８万５，０００円を計上しております。

次に、第３表地方債補正のまず追加分として、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債として１９０万円を計上しております。

次に、変更点としまして、公共事業等債の補正前が１，８６０万、補正後が１，６９０万に変更をしております。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書の９ページをご覧ください。１０ページの上です。９ページです。

では、歳出から説明いたします。

２款１項１目一般管理費の中の１９節負担金・補助及び交付金です。鵜木区補助金、ため池跡地売却精算金として４５万８，０００円を支出しております。計上しております。これは、鵜木ため池の売却代金としまして水路等の設備費の費用が確定したために費用を精算し、鵜木区への精算金として補助金を支払うものでございます。

次に、５目財産管理費６億５，６００万。これは、ふるさと応援基金積立金としてこの金額を計上しております。

８目電算事務費、システム開発委託料８８万。これは、印鑑証明のシステム改修費でございます。

次に、１９目ふるさと応援寄附金事業１３節の委託料として２億３，４００万を計上しております。これは、見込まれる寄附金の５０％の金額として委託料を計上しております。

次に、めくっていただいて１１ページです。１２ページの上、１１ページです。

３款１項２目障害児者自立支援費、これは２３節の償還金・利子及び割引料ということで１，１７０万８，０００円を計上しております。これは、説明のとこに記載しておりますように、平成３０年度国、県から受領した負担金でしたけども、事業完了し精算したために国、県へ返還するものでございます。

次に、１２ページ、３款１項６目重度障害者医療費７００万。これは、２０節扶助費としまして重度障害者医療費給付金７００万。当初見込額よりも不足をしたために７００万円を追加で計上しております。

次に、７目ひとり親家庭等医療費、これも２０節扶助費４００万。ひとり親家庭等医療費給付費、これも当初見込みよりも不足をしたために４００万を追加で計上しております。

８目介護保険推進費２２５万３，０００円。これは、地域密着型施設等整備補助金として国からの補助金が増額をされたためにこの２２５万３，０００円を増額で計上しております。

１２目後期高齢者医療保険費、まず１９節負担金・補助及び交付金として、後期高齢者医療療養給付費負担金。これは、負担金が確定をしたために減額をしております。７５５万５，０００円の減額です。同じく下の２８節繰出金、これも後期高齢者医療保険特別会計事務費繰出金ということで２５３万１，０００円を減額しております。

次のページをご覧ください。１３ページ。

同じ節で、後期高齢者医療保険特別会計保険基金安定繰出金として２６６万４，０００円を減額しております。

３款２項１目児童福祉総務費の２３節償還金・利子及び割引料として２８４万７，０００円を

計上しております。これも、説明の欄に記載しておりますように、平成３０年度の事業が終了したために補助金等を受け取っていた分を国、県に返還するものでございます。２８４万7，０００円でございます。

次、１４ページをご覧ください。

３款２項３目子ども医療費２０節扶助費として２５０万を計上しております。これは、子ども医療費給付金の分として計上しております。

次に、４款１項４目公害防止対策費。まず、１３節の委託料８０万1，０００円。これは、公害等調査委託料でございまして、町内の企業で排水等の問題のある場所の調査委託費でございます。

次に、１８節備品購入費３４万。これは、臭気測定器の購入費です。これも排水等の問題のあるところの臭気測定をするための購入費でございます。

６目健康増進事業費。まず、１３節委託料、これはがん検診でございまして、当初見込額よりも受診者の方が多かったためにがんの検診委託料が不足したために幾つかのがん検診の中の委託料として１９４万8，０００円を追加で計上をさせていただいております。

次、１６ページをご覧ください。

５款１項４目の農業振興費でございます。まず、１９節の負担金として、交付金として、農業用施設・機械等災害関係補助金として5，２５７万を計上しております。次に、園芸作物改植等支援事業、これは災害支援として３３２万8，０００円を計上しております。

９目の農業農村整備費１９節負担金・補助及び交付金として５０万円を計上しております。これは、大刀洗町の農業土木事業補助金として、今年災害が多かったために当初予算が不足したために追加で５０万円を計上しております。

７款１項１目土木総務費の中の１３節委託料１２０万円。これは、町内、西本郷地区の字図等の地図訂正等の業務委託料として１２０万円を計上しております。

次のページをご覧ください。１７ページです。

７款３項２目の公共下水道費２８節繰出金、下水道事業特別会計繰出金として７５１万5，０００円を計上しております。

次に、７款５項２目住宅公園管理費１５節の工事請負費４０万。これは、菊池ふれあい広場の物置の撤去及び設置工事費として４０万円を計上しております。これは、台風の被害により物置が倒壊したための費用計上でございます。

７款７項１目公園管理費の１５節工事請負費８０万。これも台風被害によるものでございまして、桜づつみ公園の東屋の屋根の改修工事費でございます。

８款１項２目非常備消防費の中の１２節役務費の１０万1，０００円。内容は、防災活動車登

録納車諸費用を計上しております。この１０万1，０００円につきましては、大刀洗町消防団のほうに日本消防協会より消防車、司令車を１台いただきましたので、その消防車両車に関する登録費用を１０万1，０００円計上しております。

次、ページをめくっていただいて、１９ページをご覧ください。一番最後のページです。１９ページ。

９款６項１目保健体育総務費の１５節工事請負費１８４万4，０００円。これは、本郷小学校にバックネットを設置する工事費でございます。

以上が、歳出の主なものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入は、７ページをご覧ください。８ページの上、７ページです。

まず、１５款１項１目民生費県負担金、これはちょっと省略いたします。

次に、１５款２項２目民生費県補助金として、まず２節の２２５万3，０００円。これは、地域密着型施設等整備補助金として１９７万４，０００円と、同じく地域密着型の分で２７万９，０００円を受け入れをしております。次に、３節重度障害者医療費補助金３５０万、４節ひとり親家庭等医療費補助金２０４万、６節子ども医療費補助金１３７万8，０００円。

４目農林水産業費県補助金、これは１節の農業費補助金として4，６５３万4，０００円を計上しております。内容につきましては、右側のほうに説明欄をご覧いただきたいと思います。

次に、１７款１項１目一般寄附金５億円。これは、ふるさと応援寄附金として５億円を計上しております。応援寄附金につきましては、当初３億円で計上しておりましたが、４月以降１２月にかけてたくさんの寄附金をいただいておりますので、今回の１２月補正で５億円を追加し、計８億円を計上です。

次に、８ページをご覧ください。

１８款１項１目基金繰入金、これは４節のふるさと応援基金繰入金として４億２０万を繰り入れしております。

１９款１項１目繰越金、これは前年度繰越金として3，８４８万9，０００円を計上しております。

次に、２０款３項１目雑入、雑入として４０万。これは、全国自治協会災害共済給付金。これは、桜づつみ公園の東屋の屋根改修の工事費の２分の１でございます。

２１款１項３目農林水産業債２０万。これは、まず公共事業等債（県営両筑平野二期事業）として１７０万を減額し、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債として１９０万を増額、差し引き２０万を増額しております。

以上で、一般会計補正予算の説明を終了します。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。５番、黒木議員。

○議員（５番　黒木　徳勝）　５番の黒木です。２点ほど質問をしたいと思います。

１４ページの公害防止対策費の委託料の８０万１，０００円ですか。公害等調査委託料、これはどこに委託されるのかが１点と。

１６ページの農林振興費の中の農業用施設・機械等の災害関係補助金、これについてはちょっと金額が５，２５７万ですけれども、これの件数とどのような機械等ですか、そこら辺のところの具体的に内容の説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎）　以上２点についての答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永　孝治）　黒木議員の質問にお答えします。

今回の調査委託料は、約１回当たり２０万の調査費を４回分、民間業者に委託するように計上しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎）　２点目の答弁。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔）　黒木議員の質問にお答えいたします。

農業用施設・機械等災害関係補助金、これは７、８、９月の災害において被害を受けた農業機械それからハウス、そういったものの復旧に対する補助金でございます。

それで、まず件数でございますが、合計で８１件の申請があってございます。

それから、機械それからハウスそういったものに対する補助金が約３，０００万ほどになろうかと思います。

次に、災害回避のための浸水防止壁の設置、こちらが約１，０００万ほどになろうかと思います。

その他、ビニールハウスのビニールに対する補助金、それから被害を受けた作物を植え替えるための補助金等が含まれまして、合計で５，２００万円余りとなっています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎）　黒木議員、よろしいですか。５番、黒木議員。

○議員（５番　黒木　徳勝）　まず、１点目の、この２０万の４回と言うことですけども、どこに委託するのかをちょっとお聞きしたいと思いますが。業者が、どういうような業者がおるかわかりませんけれども、そこら辺の点等もう少し詳しく。

○議長（安丸眞一郎）　答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永　孝治）　黒木議員の質問にお答えします。

今回の調査費は、今まで水質汚濁法に基づき指導を行っておりましたが、いまだに度々状態の悪い排水が流れることもありまして、ちょっと新たな解決策としまして悪臭防止法の方面から指

導を行いたいと考えておりまして、民間のこういう環境の調査分析会社のほうに調査のほうをお願いして、測定結果を法に引っかかるかどうかを出していただこうと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎）　よろしいですか。ほかありませんか。５番、黒木議員。

○議員（５番　黒木　徳勝）　再度、産業課長に。

非常に７０件、ハウス、機械３，０００万と、ビニールハウス１，０００万と、いろいろ、後で結構ですから具体的にわかれば詳細なやつを紙で書いていただいてまとめて提出をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎）　佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔）　質問にお答えいたします。

それでは、後日になりますけれども、ハウスが何件、機械が何件、災害回避のための浸水防止壁が何件といった詳細に分類した資料を提出したいと思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎）　以上の答弁でよろしいですか。

○議員（５番　黒木　徳勝）　はい。

○議長（安丸眞一郎）　他ありませんか。８番、東議員。

○議員（８番　東　　義一）　１６ページ、７、１、１の１３の委託料についてですけど、西本郷地区の地図訂正等の業務委託料、これは字図の変更だと思いますけど、具体的にどういったことかをお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎）　今の件について、田中建設課長。

○建設課長（田中　豊和）　それでは、東議員の御質問にお答えいたします。

場所は、本郷の浄蓮寺の南側付近になります。旧県道の本郷基山線沿い、現在は町道になっております町道２９０号、本郷２０号線の沿線でございます。

今回地図の訂正を行う土地につきましては、３筆ありまして、その土地に関しましては、実のところ昭和５２年１月に県のほうが県道本郷基山線の道路拡幅事業として用地として用地買収が行われております。その際、土地の分筆まで行われておりましたけれども、当該地区におきましては、当時国土調査が実施されておりまして、その成果として地積測量図を作成した際に用地買収に係る分筆のラインが記載漏れとなっていたというのが発覚しております。今回、その新しい分筆ラインを引きまして、地図の訂正並びに地積の更正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎）　東議員、よろしいですか。――他ありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎）　これで、１日目の質疑を終わります。

―――――――――――――――・――――・―――――――――――――――

日程第１１．議案第４４号　令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（安丸眞一郎）　日程第１１、議案第４４号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田　栄一）　それでは、予算書を１枚お開きください。

議案第４４号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２７７万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８億１，３８８万７，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。

では、６ページをお開きください。

歳出のほうから説明させていただきます。

１款１項１目一般管理費でございますけども、１３節委託料でございます。総合行政システム改修委託料でございます。これにつきましては、歳入の上のページの５ページの３款１項２目をご覧いただきたいと思います。社会保障・税番号制度システム整備の関係でございますけども、これに係るものでございます。データ標準レイアウトの関係とオンライン資格確認等の業務関係でのシステム改修でございます。

他につきましては、人件費でございますので割愛させていただきます。

５款１項１目特定健診審査等事業費でございます。主なものとしましては、１３節委託料でございます。特定健診の委託料の額が確定しましたので、今回追加させていただいた次第でございます。

５款２項２目につきましては、１２節２万２，０００円は、郵送料が不足しておりますので追加させていただきます。

２３節償還金・利子及び割引料の１万７，０００円につきましては、前年度の特別交付金（保健事業分）の返還でございます。

続きまして、５ページに戻りまして、歳入を説明させていただきます。

３款１項２目、先ほど言いました社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございまして

１４９万７，０００円が歳入と上げています。

続きまして、４款１項１目保険給付費等の交付金としまして２万２，０００円。

６款１項１目一般会計からの繰り入れでございますけども、先ほどの職員の人件費に係る分の給与費の繰り入れで７８万９，０００円でございます。

７款１項１目繰越金でございます。前年度繰越金を充てさせていただいています。

８款３項５目雑入でございますけども、過年度分特別交付金の追加交付分が６，０００円ありますので、追加させていただいております。

御審議の上、最後には御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います、質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎）　１日目は質疑なしと認めます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１２．議案第４５号　令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（安丸眞一郎）　日程第１２、議案第４５号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田　栄一）　では、表紙を１枚お開きください。

議案第４５号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）でございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２５３万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億５９６万１，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。

では、６ページをお開きください。

歳出のほうから説明させていただきます。

１款１項１目一般管理費でございます。この件につきましては、職員の人件費でございますので割愛させていただきます。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。１９節負担金・補助及び交付金でございます。額の確定がいたしましたので、２６６万４，０００円を減額させていただきます。

続きまして、５ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。

３款１項１目事務費繰入金でございます。一般会計から人件費の部分の事業費繰入金を１３万３,０００円繰り入れまして、２目保険基盤安定繰入金につきましては、額の確定によりまして２６６万４,０００円を減額するものでございます。

御審議の上、最後には御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎）　１日目は質疑なしと認めます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１３．議案第４６号　令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

○議長（安丸眞一郎）　日程第１３、議案第４６号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中　豊和）　建設課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第４６号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について提案の内容を御説明いたします。

議案書を１枚おめくりください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第１条第１項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８３１万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億９,６５４万８,０００円とするものでございます。

また、地方債の補正といたしまして、第２条、地方債の変更は、「第２表地方債　補正」によるものでございます。

それでは、初めに歳出予算から説明させていただきます。

議案書の７ページをご覧ください。

２款１項公共下水道費でございますが、１目の一般管理費につきましては人件費に係る補正でございますので、説明を割愛させていただきます。

２目公共下水道整備費につきましては、補正額８２０万円でございます。内容といたしましては、１５節の工事請負費、この中の本管工事費といたしまして２３０万円、下水道の取付管の設置費といたしまして５９０万円の増額でお願いをしておるところでございます。

次に、６ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

４款１項一般会計繰入金でございますが、公共下水道分の一般会計繰入金として７５１万５，０００円を、７款１項１目流域下水道事業に係る下水道事業債として８０万円を計上しております。

最後に、３ページをご覧ください。

３ページでございます。第２表、地方債の補正でございます。

地方債の補正といたしまして、流域下水道事業に係る下水道事業債の限度額を６２０万円から補正後の７００万円に変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎）　１日目は質疑なしと認めます。

――――――――――――――――・――――・――――――――――――――――

日程第１４．認定第１号　平成３０年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第１５．認定第２号　平成３０年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１６．認定第３号　平成３０年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１７．認定第４号　平成３０年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１８．認定第５号　平成３０年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（安丸眞一郎）　日程第１４、認定第１号平成３０年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第１８、認定第５号平成３０年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上５件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案を一括して、順次提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松　俊一）　それでは、認定第１号から認定第５号までにつきまして、続けて説明させていただきます。

まず、認定第１号平成３０年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

内容につきましては、決算特別委員会のほうで御審議いただきたいと思いますので、今回は実質の収支について御説明いたします。

では、議案書の２２３ページをご覧ください。

実質収支に関する調書の説明でございます。

まず、歳入総額７７億４，３０６万３，６８１円、歳出総額７０億５，３５３万５，５３７、歳入歳出差し引き６億８，９５２万８，１４４。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額として２億６，２３６万７，０００円を計上しております。

５の実質収支額は、４億２，７１６万１，１４４円となっております。

以上で、一般会計の平成３０年度の決算について説明を終わります。

続きまして、認定第２号平成３０年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

議案書の２９ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

まず、歳入総額１７億９，１２７万１，６４３、歳出総額１６億７，９４７万９，１８２、歳入歳出差引額１億１，１７９万２，４６１、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額１億１，１７９万２，４６１となっております。

以上で、国民健康保険特別会計を終了いたします。

次に、認定第３号平成３０年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

議案書１５ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

まず、歳入総額１億９，８２５万９，３２４、歳出総額１億９，３６４万５，４２４、歳入歳出差引額４６１万３，９００、繰越金はございませんので、実質収支額４６１万３，９００でございます。

以上で、大刀洗町の後期高齢者医療保険特別会計を説明を終わります。

次に、認定第４号平成３０度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の総額について御説明いたします。

議案書の１１ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額４４２万９，９０３、歳出はございません。歳入歳出差し引き４４２万９，９０３、繰越金もございませんので、実質収支額４４２万９，９０３でございます。

以上で、土地取得特別会計の説明を終わります。

最後です。最後に、認定第５号平成３０年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

議案書の１９ページをご覧ください。１９ページです。

実質収支に関する調書。

歳入総額６億７，３２３万２，０７９、歳出総額６億７，３２３万２，０７９、繰越金はございません。差し引きゼロ、実質収支もゼロとなっております。

以上で、下水道事業特別会計について説明を終わります。

御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎）　お諮りします。平成３０年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計決算の認定につきましては、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎）　異議なしと認めます。したがって、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会は１２月９日月曜日午前９時３０分から協議会室で開催いたします。

○議長（安丸眞一郎）　以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会　午前10時39分